

最高裁秘書第121号

令和3年2月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

72期B班集合修習でいづみ寮に入寮していた司法修習生が残した物品を、  
73期導入修習でいづみ寮に入寮した司法修習生に引き継がせないことを決定  
した際に作成し、又は取得した文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和2年3月24日付け（同月26日受付）

2 答申番号

令和2年度（最情）答申第38号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）